

改正	昭和五一年一二月二一日規則第九三号	昭和五二年 四月 一日規則第二四号
	昭和五三年 一月二〇日規則第二号	昭和五三年 三月二二日規則第八号
	昭和五四年 三月二三日規則第二〇号	昭和五四年 七月二四日規則第六六号
	昭和五五年 三月一四日規則第五号	昭和五五年 五月二七日規則第三七号
	昭和五五年一〇月三一日規則第六九号	昭和五五年一二月二六日規則第八一号
	昭和五六年 三月 三日規則第三号	昭和五六年 三月三一日規則第二六号
	昭和五六年一二月二二日規則第九三号	昭和五七年 三月三〇日規則第二二号
	昭和五七年 七月二七日規則第六七号	昭和五八年 三月一八日規則第一一号
	昭和五九年 三月一〇日規則第五号	昭和六〇年 三月二九日規則第一一号
	昭和六〇年 三月二九日規則第一六号	昭和六〇年 八月三〇日規則第六〇号
	昭和六〇年 九月三〇日規則第七〇号	昭和六一年 三月一一日規則第一〇号
	昭和六一年 七月三一日規則第五九号	昭和六一年一二月二六日規則第八九号
	昭和六二年 三月一七日規則第三号	昭和六二年一二月一〇日規則第八二号
	昭和六三年 三月二三日規則第一一号	昭和六三年 六月二八日規則第五一号
	昭和六三年 七月二九日規則第六六号	平成 元年 三月三一日規則第四五号
	平成 元年 八月二五日規則第六六号	平成 二年 三月二七日規則第九号
	平成 二年 七月三一日規則第五三号	平成 二年一二月 七日規則第六七号
	平成 三年 三月二九日規則第一五号	平成 三年 七月三〇日規則第五八号
	平成 四年 三月三一日規則第三一号	平成 四年 六月三〇日規則第六〇号
	平成 四年 七月三一日規則第六七号	平成 四年一二月一八日規則第九七号
	平成 五年 三月三一日規則第三八号	平成 五年 七月三〇日規則第七一号
	平成 五年一二月三〇日規則第八六号	平成 六年 一月二八日規則第二号
	平成 六年 三月二九日規則第一七号	平成 六年 七月二九日規則第六七号
	平成 六年 七月二九日規則第六九号	平成 六年一二月三〇日規則第九八号
	平成 七年 三月二二日規則第一〇号	平成 七年 五月三〇日規則第四六号
	平成 七年 七月一七日規則第六〇号	平成 七年 七月二八日規則第六七号
	平成 七年 九月二九日規則第八〇号	平成 七年一〇月 三日規則第八四号
	平成 八年 三月 八日規則第四号	平成 八年 七月三〇日規則第五五号
	平成 八年 八月 六日規則第五七号	平成 九年 三月二八日規則第三一号
	平成 九年 七月二九日規則第七七号	平成 九年 九月三〇日規則第八四号
	平成一〇年 七月三一日規則第七〇号	平成一〇年 九月二五日規則第八五号
	平成一〇年一〇月二七日規則第九〇号	平成一〇年一二月二四日規則第九二号
	平成一一年 三月二三日規則第一五号	平成一一年 七月二七日規則第七三号
	平成一一年 八月二〇日規則第七八号	平成一一年 九月二四日規則第八五号
	平成一一年一〇月一九日規則第八九号	平成一一年一二月二六日規則第九三号
	平成一二年 三月三一日規則第一〇一 号	平成一二年 四月二八日規則第一一〇 号
	平成一二年 七月二八日規則第一一八 号	平成一二年一〇月一三日規則第一三九 号
	平成一三年 三月三〇日規則第五五号	平成一三年 四月二七日規則第六三号
	平成一三年 五月二九日規則第六九号	平成一三年 六月二九日規則第七二号
	平成一三年 八月二八日規則第八二号	平成一三年一〇月三〇日規則第九五号
	平成一四年 三月一五日規則第一五号	平成一四年 四月 九日規則第七三号

平成一四年	五月一四日規則第七六号	平成一四年	七月二三日規則第九二号
平成一四年	八月二三日規則第一〇一号	平成一五年	三月二八日規則第四六号
平成一五年	五月三〇日規則第一〇五号	平成一五年	七月二九日規則第一一二号
平成一五年	九月三〇日規則第一二六号	平成一六年	三月三〇日規則第二三号
平成一六年	四月 六日規則第四五号	平成一六年	四月一六日規則第四七号
平成一六年	六月 四日規則第五一号	平成一六年	七月 二日規則第五八号
平成一六年	八月一〇日規則第六五号	平成一六年	八月三一日規則第七一号
平成一七年	三月二九日規則第五〇号	平成一七年	四月一九日規則第一二八号
平成一七年	六月二四日規則第一五二号	平成一七年	八月三〇日規則第一六一号
平成一七年	十一月一日規則第一八二号	平成一八年	二月二八日規則第一五号
平成一八年	四月 四日規則第六七号	平成一八年	五月一二日規則第七〇号
平成一八年	七月一四日規則第八三号	平成一八年	九月二二日規則第九三号
平成一八年	十二月二六日規則第一二二号	平成一九年	三月三〇日規則第三七号
平成一九年	八月一〇日規則第七二号	平成一九年	一〇月三〇日規則第八九号
平成一九年	十一月二七日規則第九五号	平成二〇年	二月二六日規則第四号
平成二〇年	三月二八日規則第二三号	平成二〇年	八月二九日規則第八一号
平成二〇年	一〇月三一日規則第九〇号	平成二一年	七月三一日規則第八二号
平成二一年	九月二九日規則第九七号	平成二二年	二月二六日規則第四号
平成二二年	三月二六日規則第二〇号	平成二二年	六月一五日規則第七九号
平成二二年	六月二九日規則第八二号	平成二二年	十二月一七日規則第九八号
平成二三年	二月 一日規則第一号	平成二三年	四月 一日規則第三七号
平成二三年	十一月二二日規則第六七号	平成二四年	一月三一日規則第四号
平成二四年	二月二八日規則第六号	平成二四年	九月二一日規則第六四号
平成二四年	十二月二五日規則第八三号	平成二五年	三月 一日規則第三号
平成二五年	十二月二七日規則第七〇号	平成二六年	二月一二日規則第八号
平成二六年	三月二八日規則第四九号	平成二六年	七月 一日規則第六一号
平成二六年	七月一五日規則第六三号	平成二六年	十二月二六日規則第九七号
平成二七年	三月三一日規則第三九号	平成二七年	六月三〇日規則第五六号
平成二七年	十二月 一日規則第七四号	平成二八年	三月 一日規則第三号
平成二八年	三月二九日規則第四六号	平成二八年	一〇月一八日規則第七五号
平成二八年	十二月二七日規則第八四号	平成二九年	二月二八日規則第三号
平成二九年	三月三一日規則第三三号	平成二九年	四月二八日規則第三八号
平成二九年	六月三〇日規則第四三号	平成三〇年	二月 二日規則第二号
平成三〇年	三月三〇日規則第四二号	平成三〇年	九月二八日規則第五五号
平成三一年	三月二九日規則第五二号	令和 元年	六月二八日規則第七号
令和 元年	一〇月 一日規則第一六号	令和 元年	十二月二四日規則第二七号
令和 二年	一月三一日規則第一号	令和 二年	五月二九日規則第五七号
令和 二年	六月三〇日規則第六九号	令和 二年	十二月二五日規則第九六号
令和 三年	三月三〇日規則第四九号	令和 三年	六月 一日規則第五六号
令和 三年	六月二九日規則第六二号		

埼玉県県営住宅条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

埼玉県県営住宅条例施行規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和三十五年埼玉県規則第三号）の全部を改正する。

(県営住宅の名称、位置等)

第一条 埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号。以下「条例」という。）第三条の県営住宅の名称、位置、戸数及び規格は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成九年規則八四号〕

(住戸の床面積)

第一条の二 条例第三条の九第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。

追加〔平成二四年規則八三号〕

(入居の申込み)

第二条 条例第八条の入居の申込み（以下「入居申込み」という。）をしようとする者（条例第五条各号に掲げる事由のいずれかに係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者を除く。）は、知事が別に定める期間内に、様式第一号の県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。

2 条例第五条第一号から第六号までに掲げる事由のいずれかに係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者は、前項の県営住宅入居申込書に次に掲げる書類（条例第七条第一項の規定により県営住宅に入居することができる者とされた者にあつては、その者であることを証する書類）を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号。以下「番号利用条例」という。）第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用条例第二条第二号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

一 入居申込みをしようとする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（条例第六条第一項第一号に規定する親族をいう。第五条第一項第一号及び第二項第六号並びに第六条第十号及び第十五号において同じ。）に係る住民票の写し

二 所得証明書その他収入（条例第二条第三号に規定する収入をいう。第五条第一項第二号及び第十五条第一項第一号において同じ。）の額を証する書類

三 現に住宅に困窮している事実を証する書類

四 条例第五条第一号から第六号までに掲げる事由のいずれかに係る者であることを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 条例第五条第七号に掲げる事由に係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者にあつては様式第二号の県営住宅住み替え入居申込書に、同条第八号に掲げる事由に係る者として入居申込みをしようとする者にあつては様式第三号の県営住宅入居替え申込書にそれぞれ知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

全部改正〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二〇年二三号・二五年七〇号・二八年四六号・三〇年四二号・令和元年二七号〕

(入居申込み受付票の交付)

第三条 知事は、前条の規定により入居申込みをした者（以下「申込者」という。）に対し、様式第四号の県営住宅入居申込み受付票を交付するものとする。

全部改正〔平成九年規則八四号〕

(選定結果等の通知等)

第四条 知事は、申込者（第二条第一項の規定により入居申込みをした者に限る。以下この条において同じ。）のうちから入居の予定者（以下「入居予定者」という。）の選定をしたときは、申込者に当該申込者に係る結果を通知するものとする。

2 入居予定者となつた者は、知事が別に定める期日までに様式第四号の二の県営住宅入居承認申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号〕

(入居資格審査書類の提出)

第五条 入居予定者は、知事が別に定める期日までに次に掲げる書類（条例第七条第一項の規定により県営住宅に入居することができる者とされた者にあつては、その者であることを証する書類）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの

書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

- 一 入居予定者及び当該入居予定者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る住民票の写し
 - 二 所得証明書その他収入の額を証する書類
 - 三 現に住宅に困窮している事実を証する書類
 - 四 道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）又は公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないことを証する書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 入居予定者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の書類のほか、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、提出しなければならない書類が前項の書類と同一であるとき、又は知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。
- 一 条例第十一条第一号から第三号までに該当する者 その者であることを証する書類
 - 二 条例第十一条第四号イに該当する者 身体障害者手帳の写し
 - 三 条例第十一条第四号ロに該当する者 戦傷病者手帳の写し
 - 四 条例第十一条第四号ハに該当する者 精神障害者保健福祉手帳の写し又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し
 - 五 条例第十一条第四号ニに該当する者 児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師の発行する証明書
 - 六 条例第十一条第五号に該当する者 現に同居し、又は同居しようとする親族に係る第二号から前号までのいずれかに定める書類
 - 七 条例第十一条第六号及び第七号並びに次条各号のいずれかに該当する者 その者であることを証する書類

全部改正〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成一一年規則八九号・一七年五〇号・一九年七二号・二八年四六号・三〇年四二号〕

（特に住宅に困窮していると認める者）

- 第六条 条例第十一条第八号の知事が特に住宅に困窮していると認める者は、次に掲げる者とする。
- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けて所持している者
 - 二 新たに海外から引き揚げた者で、知事の指定を受けたもの
 - 三 特別県営住宅（埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）第二条第一号に規定する特別県営住宅をいう。第五号において同じ。）、特定公共賃貸住宅（埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成六年埼玉県条例第二十九号）第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。）又は独立行政法人都市再生機構若しくは埼玉県住宅供給公社の賃貸住宅の入居者で、当該住宅の建替事業の施行に伴う家賃の急激な上昇により家賃負担が困難となると認められるもの
 - 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - 五 県営住宅の入居の申込みの日前二年間において、四回以上、県営住宅の入居の申込み（特別県営住宅の入居の申込みを含む。）をし、入居することができない者。ただし、自己の責めに帰すべき理由により入居できない者を除く。
 - 六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止法」という。）第一条第二項に規定する被害者（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、次のイからハまでのいずれかに該当するもの
 - イ 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第五条（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止法第十条第一項（配偶者暴力防止法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力

を生じた日から起算して五年を経過していないもの

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

七 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等で、イ又はロのいずれかに該当するもの

イ 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者

ロ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者

八 県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者

九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者

十 前号に該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

十一 同居して扶養する十二歳に達する日以後の最初の三月末日までの間にある者（イ及び次号ハにおいて「同居扶養年少者」という。）がいる者であつて、次のイからハまでのいずれにも該当するもの

イ その者の同居扶養年少者の祖父母に、当該同居扶養年少者が世話を受ける者

ロ イに規定する祖父母が、その者の入居しようとする県営住宅の所在する市町村（さいたま市にあつては、区とする。）又はこれに隣接する市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住している者

ハ イに規定する祖父母と同一の市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住していない者（入居しようとする県営住宅と当該祖父母の居住する住宅との距離が、当該県営住宅への入居の申込みをした時におけるその者の居住する住宅と当該祖父母の居住する住宅との距離より長くなる者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者であつて、入居しようとする県営住宅の所在する市町村（さいたま市にあつては、区とする。）又はこれに隣接する市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住している者（以下この号において単に「居住者」という。）と同一の市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住していない者（入居しようとする県営住宅と居住者の居住する住宅との距離が、当該県営住宅への入居の申込みをした時におけるその者の居住する住宅と居住者の居住する住宅との距離より長くなる者を除く。）

イ 居住者の子であつて、当該居住者の介護又は看護等を行うもの

ロ 居住者の親であつて、当該居住者の介護又は看護等を受けるもの

ハ 居住者の同居扶養年少者の祖父母であつて、当該居住者の同居扶養年少者の世話をを行うもの

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している者

十四 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者

十五 現に同居し、又は同居しようとする親族がない六十五歳以上の者

一部改正〔昭和五二年規則二四号・五五年五号・五七年六七号・六一年八九号・六二年八二号・平成二年五三号・四年六七号・九年八四号・一一年八九号・一四年七三号・一五年四六号・一六年四五号・一八年一五号・一九年七二号・二五年七〇号・二六年九七号・二七年三九号・二八年四六号・七五号・令和元年二七号〕

（入居の承認等）

第七条 条例第十三条第一項の承認（以下「入居承認」という。）は、様式第五号の県営住宅入居承認書（条例第十六条の二第一項の規定により当該承認の効力に有効期間を付された者（以下「期限付入居権利者」という。）にあつては、様式第五号の二の県営住宅期限付入居承認書）を交付して

行うものとする。

2 条例第十三条第一項ただし書のやむを得ない事情として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 条例第五条第一号又は第二号に該当する事由があること。

二 前条第六号又は第七号に該当すること。

3 条例第十三条第一項第一号の請け書の様式は、様式第六号（期限付入居権利者に係る請け書の様式にあつては、様式第六号の二）のとおりとする。

4 条例第十三条第一項第一号の規則で定める書類は、緊急時等連絡先が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類とする。

追加〔平成一九年規則七二号〕、一部改正〔平成二〇年規則二三号・令和元年二七号・三年四九号〕

第八条及び第九条 削除

〔平成一九年規則七二号〕

（緊急時等連絡先を立てられない場合の手続）

第十条 条例第十三条第二項の申出は、様式第七号の緊急時等連絡先を立てられない旨の申出書に次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十三条第一項の規定による住宅扶助を受給している者に係る申出 当該受給の事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

二 前号に掲げる者以外の者に係る申出 家賃等を納付することができる事実を証する書類で知事が必要と認めるもの

全部改正〔平成一九年規則七二号〕、一部改正〔平成二〇年規則二三号・二八年四六号・三〇年四二号・令和元年二七号〕

（入居完了届等）

第十一条 条例第十三条第五項の規定による届出は、当該入居を完了した日から十日以内に様式第八号の県営住宅入居完了届に転入又は転居の後の住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

一部改正〔平成九年規則八四号・一九年七二号・二八年四六号・三〇年四二号・令和元年二七号〕

（緊急時等連絡先の変更手続）

第十二条 入居権利者は、条例第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により緊急時等連絡先の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第九号の県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書には、新たに緊急時等連絡先としようとする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第十四条第一項の承認は、その申請をした者に対し、様式第十号の県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書を交付して行うものとする。

全部改正〔昭和五二年規則二四号〕、一部改正〔平成九年規則八四号・一九年七二号・令和元年二七号・三年四九号〕

（同居の承認に係る手続）

第十三条 条例第十五条第一項の申請は、様式第十一号の県営住宅同居承認申請書（同条第三項に規定する有効期間（以下「同居承認有効期間」という。）を付した同条第二項の承認（以下「期限付同居承認」という。）を受けようとする者にあつては、様式第十一号の二の県営住宅期限付同居承認申請書）に次に掲げる書類（期限付同居承認を受けようとする場合において、次条第二号に該当するときは、第一号及び第五号に掲げる書類）を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 一 入居権利者と同居させようとする者との関係を証する書類
 - 二 同居させようとする者の所得証明書その他収入の額を証する書類
 - 三 同居させようとする者が条例第六条第一項第四号に該当する事実を証する書類
 - 四 第五条第一項第四号に掲げる書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 条例第十五条第二項の承認は、その申請をした者に対し、様式第十二号の県営住宅同居承認書（期限付同居承認にあつては、様式第十二号の二の県営住宅期限付同居承認書）を交付して行うものとする。

追加〔平成五年規則三八号〕、一部改正〔平成九年規則八四号・二〇年二三号・二八年四六号・三〇年四二号〕

（期限付同居承認に係る事情）

第十三条の二 条例第十五条第三項の規則で定める事情は、同条第二項第一号ロ及びホからトまでのいずれにも該当しない場合で、かつ、同項第三号から第五号までに該当する場合において、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のいずれかに該当する者を同居させること。
 - イ 入居権利者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）
 - ロ 入居権利者の配偶者と同一の世帯を構成する者（入居権利者の配偶者の三親等内の親族に限る。）であつて、期限付同居承認後も入居権利者の配偶者と同居しようとするもの
 - ハ 次に掲げる者（入居権利者の三親等内の親族に限る。）
 - （1） 条例第十五条第一項の申請をする日において二十歳未満の者
 - （2） （1）に掲げる者を扶養する者であつて、期限付同居承認後も（1）に掲げる者と同居しようとするもの
 - ニ ハに掲げる者と同一の世帯を構成する者（入居権利者の三親等内の親族に限る。）であつて、期限付同居承認後もハに掲げる者と同居しようとするもの
- 二 次のイ又はロに掲げる者の介護又は世話のため、当該イ又はロに定める者を同居させること。
 - イ 入居権利者又は同居者 当該入居権利者又は同居者の親族（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十五条に規定する親族をいう。次のロにおいて同じ。）
 - ロ 入居権利者又は同居者の親族である次に掲げる者 当該掲げる者
 - （1） 高齢者
 - （2） 条例第十一条第四号に該当する者

追加〔平成二〇年規則二三号〕

（期限付同居承認に係る期間）

第十三条の三 条例第十五条第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 次のイからハまでに掲げる事情の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間
 - イ 入居権利者の病気 次のうちいずれか短い期間
 - （1） 五年間
 - （2） 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間
 - ロ 前条第一号に掲げる事情 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める期間
 - （1） 前条第一号イ又はロに掲げる者を同居させる場合 五年間
 - （2） 前条第一号ハ又はニに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間
 - （一） 五年間
 - （二） 当該二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間（以下この条において「扶養期間」という。）
 - ハ 前条第二号に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間
 - （1） 五年間
 - （2） 当該介護又は世話に必要な期間

二 入居承認に条例第十六条の二第一項に規定する有効期間（以下「入居承認有効期間」という。）を付された入居権利者又は条例第十六条第二項の承認に同条第四項に規定する有効期間（以下「地位承継承認有効期間」という。）を付された者（以下「期限付地位承継者」という。） 次のイからハまでに掲げる事情の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ 入居権利者又は期限付地位承継者の病気 次のうちいずれか短い期間

- (1) 五年間
- (2) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間
- (3) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

ロ 前条第一号に掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) 前条第一号イ又はロに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間

- (一) 五年間
- (二) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

(2) 前条第一号ハ又はニに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間

- (一) 五年間
- (二) 扶養期間
- (三) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

ハ 前条第二号に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

- (1) 五年間
- (2) 当該介護又は世話に必要な期間
- (3) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔平成三〇年規則五五号・令和元年二七号〕

(期限付同居承認に関する説明)

第十三条の四 知事は、期限付同居承認をしようとするときは、当該申請をした者に対し、様式第十二号の三の県営住宅の期限付同居承認に関する説明書を交付するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕

(期限付同居承認の満了通知)

第十三条の五 知事は、期限付同居承認をした場合（同居承認有効期間が一年未満の場合を除く。）は、同居承認有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該入居権利者に対し、様式第十二号の四の県営住宅同居承認有効期間満了通知書により、同居承認有効期間の満了により当該期限付同居承認は効力を失う旨を通知するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕

(同居承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情及び期間)

第十三条の六 条例第十五条第五項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、入居権利者が第一号に掲げる条件を具備する場合において、第二号から第四号までのいずれかに該当することとする。

一 次のいずれにも該当しないこと。

イ その者の収入が条例第六条第一項第二号イからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに掲げる金額を超えることとなるとき。

ロ 条例第六条第一項第五号に規定する金銭を滞納しているとき。

ハ 条例第二十九条の二第一項の規定による認定を受けているとき。

ニ 条例第四十三条第四項各号のいずれかに該当するとき。

二 入居権利者が病気にかかっていること。

三 次のいずれかに該当する者との同居を継続すること。

イ 第十三条の二第一号イに該当する者として現に入居している入居権利者の配偶者

ロ 第十三条の二第一号ロに該当する者として現に入居権利者と同居している入居権利者の配偶者の親族

ハ 第十三条の二第一号ハに該当する者として現に入居権利者と同居している次に掲げる者

(1) 次条第一項に係る手続をする日において二十歳未満の者

(2) (1)に掲げる者を扶養する者であつて、同居承認有効期間の延長後も(1)に掲げる者と

同居しようとするもの

ニ 第十三条の二第一号ニに該当する者として現に入居権利者と同居している者

四 第十三条の二第二号に該当する者として現に入居権利者と同居している者であつて、引き続き当該介護又は世話を要する者との同居を継続すること。

2 第十三条の三の規定は、条例第十五条第五項の規則で定める期間について準用する。この場合において、第十三条の三中「第十五条第三項」とあるのは「第十五条第五項」と、「前条第一号」とあるのは「第十三条の六第一項第三号」と、「五年間」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日から起算して五年間」と、「二十歳未満」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日において二十歳未満」と、「前条第二号」とあるのは「第十三条の六第一項第四号」と読み替えるものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(同居承認有効期間の延長に係る手続)

第十三条の七 条例第十五条第五項の規定による同居承認有効期間の延長を受けようとする者は、同居承認有効期間が満了する日の三十日前までに様式第十二号の五の県営住宅同居承認有効期間延長申請書に第十三条第一項第二号から第五号までに掲げる書類（当該期限付同居承認に係る事情が第十三条の二第二号に該当するものであるときは、第十三条第一項第五号に掲げる書類）を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

2 知事は、条例第十五条第五項の規定により同居承認有効期間を延長しようとするときは、当該入居権利者に対し、様式第十二号の六の県営住宅の同居承認有効期間の延長に関する説明書を交付するものとする。

3 知事は、条例第十五条第五項の規定により同居承認有効期間を延長することとしたときは、当該入居権利者に対し、様式第十二号の七の県営住宅同居承認有効期間延長通知書を交付するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号〕

(入居権利者の地位の承継承認に係る手続)

第十四条 条例第十六条第一項の申請は、当該入居権利者の死亡又は退去の日後三十日以内に様式第十三号の県営住宅入居権利者地位承継承認申請書（地位承継承認有効期間を付した同条第二項の承認（以下「期限付入居権利者地位承継承認」という。）を受けようとする者にあつては、様式第十三号の二の県営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 条例第十六条第二項第一号の請け書の様式は、様式第六号（期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者に係る請け書の様式にあつては、様式第六号の二）のとおりとする。

3 条例第十六条第二項第一号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

一 入居権利者の死亡又は退去の事実を証する書類

二 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

三 条例第十六条第二項第一号の緊急時等連絡先（以下「地位承継緊急時等連絡先」という。）が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

四 その他知事が必要と認める書類

4 条例第十六条第二項の承認は、その申請をした者に対し、様式第十四号の県営住宅入居権利者地位承継承認書（期限付入居権利者地位承継承認にあつては、様式第十四号の二の県営住宅期限付入居権利者地位承継承認書）を交付して行うものとする。

全部改正〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号・令和元年二七号・三年四九号〕

(入居権利者の地位の承継の承認の申請に係る規則で定める者)

第十四条の二 条例第十六条第二項第四号ロ(3)の規則で定める者は、第六条第一号、第二号又は第四号に掲げる者とする。

全部改正〔平成二〇年規則二三号〕

(地位承継緊急時等連絡先を立てられない場合の期限付入居権利者地位承継承認に係る申出)
第十四条の二の二 第十条の規定は、条例第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項の申出について準用する。この場合において、第十条中「第十三条第二項」とあるのは「第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項」と読み替えるものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

第十四条の二の三から第十四条の二の六まで 削除

〔令和元年規則二七号〕

(期限付入居権利者地位承継承認に係る事情)

第十四条の二の七 条例第十六条第四項の規則で定める事情は、期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者が第一号に掲げる条件を具備する場合において、第二号に掲げる事情が存することとする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める条件を具備すること。

イ ロに掲げる場合以外の場合 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める条件を具備すること。

(1) 入居権利者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める条件を具備すること。

(一) 退去した入居権利者 条例第十五条第二項第一号ホからトまでのいずれにも該当して
いなかったこと及び条例第十六条第二項第五号に該当すること。

(二) 死亡した入居権利者 条例第十五条第二項第一号ホからトまでのいずれにも該当して
いなかったこと。

(2) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者 条例第十六条第二項第三号、第六号及び第七号のいずれにも該当すること。

(3) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者の同居者 条例第十六条第二項第七号に該当すること。

ロ 入居権利者の退去の理由が、当該入居権利者が、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設に入所するため又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を受けるためのものである場合 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める条件を具備すること。

(1) 退去した入居権利者 条例第十五条第二項第一号ホからトまでのいずれにも該当して
いなかったこと。

(2) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者 条例第十六条第二項第三号、第四号、第六号及び第七号のいずれにも該当すること。

(3) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者の同居者 条例第十六条第二項第七号に該当すること。

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事情が存すること。

イ ロに掲げる者以外の者 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者又はその同居者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情(次のロ(1)及び次条第二号イ(2)において「地位を承継しようとする者等の病気等の事情」という。)を有する者であること。

ロ 第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付されていた入居権利者の地位を承継しようとする者 次のいずれかの事情

(1) 地位を承継しようとする者等の病気等の事情を有する者であること。

(2) 当該入居権利者が第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当したことにより住宅に困窮する事情が解消していないこと。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(期限付入居権利者地位承継承認に係る期間)

第十四条の二の八 条例第十六条第四項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる事情の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 二十歳未満の者と同居してこれを扶養すること。 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ ロに掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 当該二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

ロ 期限付入居権利者の地位を承継しようとする者 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 当該二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(3) 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める期間（以下この条において「残存有効期間」という。）

(一) (二)に掲げる者以外の者 当該期限付入居権利者が死亡し、又は退去した日から入居承認有効期間が満了する日までの期間

(二) 期限付入居権利者地位承継承認を受けたことにより期限付入居権利者となつた者の地位を承継しようとする者 当該期限付入居権利者が死亡し、又は退去した日から地位承継承認有効期間が満了する日までの期間

二 前条第二号イに掲げる事情 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ ロに掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(1) 一年間。ただし、前条第一号イに掲げる場合に該当する者であつて次のいずれかに該当する者又は同号ロに掲げる場合に該当する者（第十四条の二の十一において「配偶者等」という。）にあつては五年間

(一) 入居権利者の配偶者

(二) 入居権利者の三親等内の親族（条例第十六条第一項の申請をする日において六十歳以上の者又は条例第十一条第四号に該当する者若しくは第十四条の二に規定する者に限る。）

(2) 地位を承継しようとする者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間（以下この条において「地位を承継しようとする者等の療養等に要する期間」という。）

ロ 期限付入居権利者の地位を承継しようとする者 次のうちいずれか短い期間

(1) 一年間。ただし、配偶者等にあつては五年間

(2) 地位を承継しようとする者等の療養等に要する期間

(3) 残存有効期間

三 前条第二号ロ(1)に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

イ 地位を承継しようとする者等の療養等に要する期間

ロ 残存有効期間

四 前条第二号ロ(2)に掲げる事情 残存有効期間

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(期限付入居権利者地位承継承認に関する説明)

第十四条の二の九 知事は、期限付入居権利者地位承継承認をしようとするときは、当該申請をした者に対し、様式第七号の二の県営住宅の期限付入居承認等に関する説明書を交付するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕

(期限付入居権利者地位承継承認の満了通知)

第十四条の二の十 知事は、期限付入居権利者地位承継承認をした場合（地位承継承認有効期間が一年未満の場合を除く。）は、地位承継承認有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該承認を受けた者に対し、様式第七号の三の県営住宅入居承認有効期間等満了通知書により、地位承継承認有効期間の満了により当該期限付入居権利者地位承継承認は効力を失う旨を通知するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(地位承継承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情)

第十四条の二の十一 条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、配偶者等が第十三条の六第一項第一号に掲げる条件を具備する場合において、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事情が存することとする。

一 次号に掲げる者以外の者 次のいずれかの事情

イ 二十歳未満の者と同居してこれを扶養していること。

ロ 当該期限付地位承継者又はその同居者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情（以下

この条及び次条において「地位承継者等の病気等の事情」という。)を有する者であること。

二 第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付されていた入居権利者の地位を承継した者 次のいずれかの事情

イ 地位承継者等の病気等の事情を有する者であること。

ロ 当該入居権利者が第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当したことにより住宅に困窮する事情が解消していないこと。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(地位承継承認有効期間の延長に係る期間)

第十四条の二の十二 条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 前条第一号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる事情の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 前条第一号イに掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) (2)に掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継承認有効期間が満了する日の翌日(以下この条において「地位承継期間起算日」という。)から起算して五年間

(二) 地位承継期間起算日において二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(2) 期限付入居権利者(条例第十六条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する者(条例第十一条第六号又は第七号に該当する者に限る。))又は条例第十六条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する者として入居した者に限る。次のロ(2)において同じ。)の地位を承継した者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継期間起算日から起算して五年間

(二) 地位承継期間起算日において二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(三) 当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間(以下「建替移行期間」という。)

ロ 前条第一号ロに掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) (2)に掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継期間起算日から起算して五年間

(二) 地位承継者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間

(2) 期限付地位承継者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継期間起算日から起算して五年間

(二) 地位承継者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間

(三) 建替移行期間

二 前条第二号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる事情の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 前条第二号イに掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 地位承継期間起算日から起算して一年間

(2) 地位承継者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間

(3) 建替移行期間

ロ 前条第二号ロに掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 地位承継期間起算日から起算して一年間

(2) 建替移行期間

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(地位承継承認有効期間の延長に係る手続)

第十四条の二の十三 地位承継承認有効期間の延長を受けようとする者は、地位承継承認有効期間が満了する日の三十日前までに様式第七号の四の県営住宅入居承認有効期間等延長申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書

類の添付を要しない。

- 一 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類
 - 二 様式第十四号の三の県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書
 - 三 第十四条第三項第一号ハに規定する書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により地位承継承認有効期間を延長しようとするときは、当該期限付地位承継者に対し、様式第七号の五の県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書を交付するものとする。
- 3 知事は、条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により地位承継承認有効期間を延長することとしたときは、当該期限付地位承継者に対し、様式第七号の六の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書を交付するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号・令和元年二七号〕

(入居承認に係る期間等)

第十四条の二の十四 条例第十六条の二第一項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 条例第十六条の二第一項に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間
 - イ 入居申込者が、次のいずれかに該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付する場合 入居可能日から起算して一年間
 - (1) 条例第十一条第一号に該当する者（条例第五条第一号又は第二号に係る者に限る。）
 - (2) 次項に規定する者
 - ロ 入居申込者が、条例第十一条第六号又は第七号に該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付する場合 入居可能日から起算して十年間
- 二 条例第十六条の二第一項第二号に掲げる場合 建替移行期間
- 三 条例第十六条の二第一項第三号に掲げる場合 当該有効期間の末日までの期間

2 条例第十六条の二第一項第一号の入居申込者のうち規則で定めるものは、第六条第六号又は第七号に該当する者とする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

(期限付入居承認に関する説明)

第十四条の三 知事は、入居承認有効期間を付した入居承認（以下「期限付入居承認」という。）をしようとするときは、入居申込者に対し、様式第七号の二の県営住宅の期限付入居承認等に関する説明書を交付するものとする。

追加〔平成一七年規則五〇号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二〇年二三号〕

(入居承認有効期間の満了通知)

第十四条の四 知事は、期限付入居承認をした場合（入居承認有効期間が一年未満の場合を除く。）は、入居承認有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該期限付入居権利者に対し、様式第七号の三の県営住宅入居承認有効期間等満了通知書により、入居承認有効期間の満了により当該期限付入居承認は効力を失う旨の通知を行うものとする。

追加〔平成一七年規則五〇号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二〇年二三号〕

(入居承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情)

第十四条の五 条例第十六条の二第三項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、当該期限付入居権利者が第十三条の六第一項第一号に掲げる条件を具備する場合において、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第十四条の二の十四第一項第一号イに該当する者として入居した者 次のいずれかに該当すること。
 - イ 入居権利者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情（次号イ及び第三号において「病気等の事情」という。）が存すること。
 - ロ 第十四条の二の十四第一項第一号イに該当したことにより住宅に困窮する事情が解消していないこと。

二 第十四条の二の十四第一項第一号ロ及び第二号に該当する者として入居した者 次のいずれかに該当すること。

イ 病気等の事情が存すること。

ロ 条例第十一条第六号又は第七号に掲げる者に該当すること。

三 第十四条の二の十四第一項第三号に該当する者（条例第十六条の二第一項第三号イに該当する者に限る。）として入居した者 病気等の事情が存すること。

四 第十四条の二の十四第一項第三号に該当する者（条例第十六条の二第一項第三号ロに該当する者に限る。）として入居した者 第一号又は第二号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事情が存すること。

追加〔平成一七年規則五〇号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二〇年二三号・令和元年二七号〕

（入居承認有効期間の延長に係る期間）

第十四条の六 条例第十六条の二第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 前条第一号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 入居承認有効期間が満了する日の翌日（以下この条において「起算日」という。）から起算して一年間

ロ 病気等の事情が解消するまでに必要な期間（次号ハ及び第三号ロにおいて「療養等に要する期間」という。）

二 前条第二号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して五年間

ロ 建替移行期間

ハ 療養等に要する期間

ニ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) 起算日において条例第十一条第六号に該当する者 同居して扶養する者であつて起算日において十八歳未満のものすべてが十八歳に達する日以後の最初の三月末日までの期間

(2) 起算日において条例第十一条第七号に該当する者 入居権利者又はその配偶者のいずれかが四十歳に達する日の前日までの期間

三 前条第三号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して二年間

ロ 療養等に要する期間

四 前条第四号に該当する者 第一号及び第二号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間
全部改正〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔令和元年規則二七号〕

（入居承認有効期間の延長に係る手続）

第十四条の七 条例第十六条の二第三項の規定による入居承認有効期間の延長を受けようとする者は、入居承認有効期間が満了する日の三十日前までに様式第七号の四の県営住宅入居承認有効期間等延長申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

一 期限付入居権利者及び当該期限付入居権利者と現に同居している者に係る住民票の写し

二 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

三 様式第十四号の三の県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書

四 第七条第四項に規定する書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、条例第十六条の二第三項の規定により入居承認有効期間を延長しようとするときは、当該期限付入居権利者に対し、様式第七号の五の県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書を交付するものとする。

3 知事は、条例第十六条の二第三項の規定により入居承認有効期間を延長したときは、当該期限付入居権利者に対し、様式第七号の六の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書を交付するものとする。

追加〔平成一七年規則五〇号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二〇年二三号・二八年四六号・三〇年四二号・令和元年二七号〕

(収入の申告等)

第十五条 条例第十八条第一項の規定による申告は、知事が別に定める期日までに、様式第十五号の収入申告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 一 所得証明書その他収入の額を証する書類
- 二 条例第六条第一項第二号イに掲げる場合に該当する旨を証する書類（同号イに掲げる場合に該当する場合に限る。）
- 2 条例第十八条第二項の規定による通知（条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項の規定により認定をされた者に対する条例第十八条第二項の規定による通知を除く。）は、様式第十六号の収入額認定等通知書により行うものとする。
- 3 入居権利者は、条例第十八条第三項の規定により意見を述べようとするときは、書面を提出して行わなければならない。

追加〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二八年四六号・三〇年四二号〕

(家賃及び敷金の減免等)

第十六条 条例第十九条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第二十一条第一項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、様式第十七号の県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書にその理由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 2 知事は、条例第十九条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第二十一条第一項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予をしたときは、その申請をした者に対し、様式第十八号の県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）通知書を交付するものとする。

追加〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号〕

(不使用届)

第十七条 条例第二十六条の届出は、様式第十九号の県営住宅不使用届を知事に提出することにより行わなければならない。

追加〔平成九年規則八四号〕

(併用の承認)

第十八条 県営住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という。）は、条例第二十八条ただし書の規定により県営住宅の併用について知事の承認を受けようとするときは、様式第二十号の県営住宅併用承認申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 2 条例第二十八条ただし書の承認は、その申請をした者に対し、様式第二十一号の県営住宅併用承認書を交付して行うものとする。

追加〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号〕

(模様替え等の承認)

第十九条 入居者は、条例第二十九条ただし書の規定により県営住宅の模様替え又は増築若しくは改築について知事の承認を受けようとするときは、様式第二十二号の県営住宅模様替え等承認申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 2 条例第二十九条ただし書の承認は、その申請をした者に対し、様式第二十三号の県営住宅模様替え等承認書を交付して行うものとする。

追加〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号〕

(異動届)

第二十条 入居者は、同居者に異動があつたときは、当該異動のあつた日から三週間以内に、様式第二十四号の県営住宅入居世帯異動届に当該異動の事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

一部改正〔平成九年規則八四号・二八年四六号・三〇年四二号〕

(住宅に困窮していない者に対する明渡し請求)

第二十条の二 条例第二十九条の二第一項の規定による通知は、様式第二十四号の二の住宅に困窮していない旨の認定通知書により行うものとする。

2 条例第二十九条の二第五項の申出は、様式第二十四号の三の県営住宅明渡し期限延長申出書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

一 条例第二十九条の二第一項の規定による通知を受けた者及びその者と現に同居している者に係る住民票の写し

二 第五条第一項第四号に掲げる書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、条例第二十九条の二第五項の規定により明渡しの期限を延長しようとするときは、当該申出をした者に対し、様式第二十四号の四の県営住宅の明渡し期限の延長に関する説明書を交付するものとする。

4 知事は、条例第二十九条の二第五項の規定により明渡しの期限を延長することとしたときは、当該申出をした者に対し、様式第二十四号の五の県営住宅明渡し期限延長通知書を交付するものとする。

追加〔平成二〇年規則二三号〕、一部改正〔平成二八年規則四六号・三〇年四二号〕

(明渡し届)

第二十一条 条例第三十条第一項の規定による届出は、様式第二十五号の県営住宅明渡し届により行わなければならない。

一部改正〔平成九年規則八四号〕

(収入超過者認定等の通知)

第二十二条 条例第三十一条第一項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第十八条第二項の規定による通知は、様式第二十六号の収入超過者認定等通知書により行うものとする。

追加〔平成九年規則八四号〕

(高額所得者認定等の通知)

第二十三条 条例第三十四条第一項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第十八条第二項の規定による通知は、様式第二十七号の高額所得者認定等通知書により行うものとする。

追加〔平成九年規則八四号〕

(高額所得者等の明渡し期限延長の申出)

第二十四条 条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項において準用する条例第二十九条の二第五項の申出は、様式第二十四号の三の県営住宅明渡し期限延長申出書に当該入居権利者及び同居者に係る住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

2 知事は、条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項において準用する条例第二十九条の二第五項の規定により明渡しの期限を延長しようとするときは、当該申出をした者に対し、様式第二十四号の四の県営住宅の明渡し期限の延長に関する説明書を交付するものとする。

3 知事は、条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項において準用する条例第二十九条の二第五項の規定により明渡しの期限を延長したときは、当該申出をした者に対し、様式第二十四号の五の県営住宅明渡し期限延長通知書を交付するものとする。

全部改正〔平成一九年規則七二号〕、一部改正〔平成二〇年規則二三号・二八年四六号・

三〇年四二号]

(明渡し請求に係る違反)

第二十四条の二 条例第四十三条第四項第十二号イの条例第二十五条第一項に規定する義務を怠る事実として規則で定めるものは、県営住宅又は共同施設における次に掲げるものとする。

- 一 県営住宅若しくは共同施設を毀(き)損させ、悪臭を発散させ、若しくは蚊、はえその他の害虫を発生させ、又は公衆衛生に害を及ぼすおそれを生じさせる程度にこれらの清潔の保持を怠ること。
 - 二 火気を使用した後防火上必要な措置を講じないこと。
 - 三 前二号に掲げる事実に準ずるものとして知事が認めるもの
- 2 条例第四十三条第四項第十二号ロの条例第二十五条第二項の規定に違反する行為として規則で定めるものは、県営住宅又は共同施設における次に掲げるものとする。
- 一 県営住宅又は共同施設を故意に毀(き)損すること。
 - 二 共同施設において土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
 - 三 知事の許可を得ずに工作物その他の物件若しくは施設を設けること又は共同施設に物品を集積して当該共同施設を占用すること。
 - 四 避難上必要な施設について、避難の支障になる物件を放置し、又はみだりに存置していること。
 - 五 指示された場所以外ではり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
 - 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
 - 七 県営住宅若しくは共同施設を毀(き)損させ、悪臭を発散させ、若しくは蚊、はえその他の害虫を発生させ、又は公衆衛生に害を及ぼすおそれを生じさせる程度に当該県営住宅に多量の物品を集積すること。
 - 八 入居者、同居者その他の関係者を威迫し、これらの者に不安又は迷惑を覚えさせるような言動をすること。
 - 九 犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を除く。)、猫その他入居者若しくは同居者の生活の平穩を害し、若しくはこれらの者に不快の念を起こさせるおそれのある動物を飼育し、又はこれらの動物に給餌(じ)若しくは給水をする事。
 - 十 人声、楽器、テレビジョン受信機等の音を異常に大きく出して静穩を害すること。
 - 十一 みだりに火気を使用すること。
 - 十二 天井、床又は壁等を叩(たた)く又は蹴(け)ることにより、振動を発生させること。
 - 十三 前各号に掲げる行為に準ずるものとして知事が認めるもの

追加〔平成一九年規則七二号〕

(社会福祉法人等に対する使用許可)

第二十五条 条例第四十四条第一項の規定による許可を受けようとする者は、様式第二十九号の県営住宅使用許可申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

追加〔平成九年規則八四号〕

(身分証票)

第二十六条 条例第五十四条第四項の身分を示す証票は、様式第三十号のとおりとする。

一部改正〔平成九年規則八四号・一九年七二号〕

(指定管理者の指定の申請)

第二十七条 条例第五十六条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三十一号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第五十六条第二項第四号に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則五〇号〕

(管理の特例)

第二十八条 公営住宅法第四十七条第一項の規定により市町村又は埼玉県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第二条から第五条まで、第十条、第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の四、第十三条の五、第十三条の七、第十四条、第十四条の二の七、第十四条の二の九から第十四条の二の十一まで、第十四条の二の十三、第十四条の三、第十四条の四、第十四条の七、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十条の二、第二十四条及び第二十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長」とする。

追加〔平成一八年規則一五号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号・二〇年二三号・令和元年二七号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十二月二十一日規則第九十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年一月二十日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月二十二日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月二十三日規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表羽生市の項に係る改正規定は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年七月二十四日規則第六十六号）

この規則は、昭和五十四年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月十四日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中羽生市の項に係る部分は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年五月二十七日規則第三十七号）

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年十月三十一日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年十二月二十六日規則第八十一号）

この規則は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三十一日規則第二十六号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十二月二十二日規則第九十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月三十日規則第二十二号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月二十七日規則第六十七号）

この規則は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月十八日規則第十一号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月十日規則第五号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日規則第十一号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日規則第十六号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年八月三十日規則第六十号）

この規則は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則（昭和六十年九月三十日規則第七十号）

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月十一日規則第十号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年七月三十一日規則第五十九号）

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月二十六日規則第八十九号）

この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月十七日規則第三号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十一月十日規則第八十二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県県営住宅条例施行規則第六条第四号に該当する者であつて、この規則の施行の日前に埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）第六条第二項の規定による申告を行つたものについての登録の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年三月二十三日規則第十一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年六月二十八日規則第五十一号）

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月二十九日規則第六十六号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日規則第四十五号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年八月二十五日規則第六十六号）

この規則は、平成元年九月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十七日規則第九号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年七月三十一日規則第五十三号）

この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月七日規則第六十七号）

この規則は、平成二年十二月二十五日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第十五号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年七月三十日規則第五十八号）

この規則は、平成三年八月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十一日規則第三十一号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年六月三十日規則第六十号）

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成四年七月三十一日規則第六十七号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月十八日規則第九十七号）

この規則は、平成四年十二月二十日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日規則第三十八号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年七月三十日規則第七十一号）

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

附 則（平成五年十一月三十日規則第八十六号）

この規則は、平成五年十二月一日から施行する。

附 則（平成六年一月二十八日規則第二号）

この規則は、平成六年二月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日規則第十七号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月二十九日規則第六十七号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附 則（平成六年七月二十九日規則第六十九号）

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則（平成六年十一月三十日規則第九十八号）

この規則は、平成六年十二月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十二日規則第十号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年五月三十日規則第四十六号）

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

附 則（平成七年七月十七日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年七月二十八日規則第六十七号）

この規則は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成七年九月二十九日規則第八十号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成七年十月三日規則第八十四号）

この規則は、平成七年十二月一日から施行する。

附 則（平成八年三月八日規則第四号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年七月三十日規則第五十五号）

この規則は、平成八年八月一日から施行する。ただし、別表に吉川市の項を加える改正規定及び同表北葛飾郡吉川町の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年八月六日規則第五十七号）

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第三十一号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年七月二十九日規則第七十七号）

この規則は、平成九年八月一日から施行する。

附 則（平成九年九月三十日規則第八十四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（以下「旧法」という。）の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の埼玉県県営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第十五条、第十六条及び第二十二條から第二十四條まで並びに様式第十五号から様式第十八号まで及び様式第二十六号から様式第二十八号までの規定は適用せず、この規則による改正前の埼玉県県営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十七條並びに様式第十号及び様式第十一号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧法の規定に基づいて供給された県営住宅に係る新規則第二条及び第五条第一項の規定の適用については、平成十年三月三十一日までの間は、新規則第二条第一項中「条例第五条各号」とあるの

は「条例第五条各号又は埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成九年埼玉県条例第四十号）による改正前の埼玉県県営住宅条例第四条第六号、第七号若しくは第九号」と、新規則第二条第二項及び第五条第一項中「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成九年埼玉県条例第四十号）による改正前の埼玉県県営住宅条例第五条第三項」と、新規則第二条第三項中「同条第八号」とあるのは「埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成九年埼玉県条例第四十号）による改正前の埼玉県県営住宅条例第四条第六号、第七号又は第九号」とする。

4 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成九年埼玉県条例第四十号）による改正前の埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）第七条第一項の規定による登録をされた者に係る登録の通知及び入居承認書等の交付については、なお従前の例による。

5 平成十年四月一日前に旧規則の規定によってした申請、手続その他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

6 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正）

7 埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和三十五年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

8 附則第二項から第五項までの規定は、特別県営住宅について準用する。

附 則（平成十年七月三十一日規則第七十号）

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成十年九月二十五日規則第八十五号）

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則（平成十年十月二十七日規則第九十号）

この規則は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則（平成十年十一月二十四日規則第九十二号）

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十三日規則第十五号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年七月二十七日規則第七十三号）

この規則は、平成十一年八月一日から施行する。ただし、別表一〇四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年八月二十日規則第七十八号）

この規則は、平成十一年九月一日から施行する。

附 則（平成十一年九月二十四日規則第八十五号）

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月十九日規則第八十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十一月二十六日規則第九十三号）

この規則は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第一百号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年四月二十八日規則第一百十号）

この規則は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月二十八日規則第一百十八号）

この規則は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則（平成十二年十月十三日規則第一百三十九号）

この規則は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第五十五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、様式第十六号、様式第二十六号及び様式

第二十七号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年四月二十七日規則第六十三号）

この規則は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則（平成十三年五月二十九日規則第六十九号）

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成十三年六月二十九日規則第七十二号）

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成十三年八月二十八日規則第八十二号）

この規則は、平成十三年九月一日から施行する。

附 則（平成十三年十月三十日規則第九十五号）

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月十五日規則第十五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月九日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年五月十四日規則第七十六号）

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月二十三日規則第九十二号）

この規則は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成十四年八月二十三日規則第一百号）

この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第四十六号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年五月三十日規則第五百号）

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月二十九日規則第一百十二号）

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月三十日規則第二百二十六号）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日規則第二十三号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月六日規則第四十五号）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月十六日規則第四十七号）

この規則は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月四日規則第五十一号）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表一八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年七月二日規則第五十八号）

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月十日規則第六十五号）

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月三十一日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十号）

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は平成十七年四月一日から、第二十六条の次に一条を加える改正規定及び様式第三十号の次に一様式を加える改正規定は平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月十九日規則第二百二十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十四日規則第百五十二号）

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成十七年八月三十日規則第百六十一号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、別表一九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十一月十一日規則第百八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年二月二十八日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年四月四日規則第六十七号）

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月十二日規則第七十号）

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成十八年七月十四日規則第八十三号）

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則（平成十八年九月二十二日規則第九十三号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十六日規則第百二十二号）

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日規則第三十七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表一九の項及び五四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年八月十日規則第七十二号）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月三十日規則第八十九号）

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十一月二十七日規則第九十五号）

この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十年二月二十六日規則第四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第二十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県県営住宅条例施行規則別表四六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第八十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（別表五四の項の改正規定に限る。）は平成二十年九月一日から、第二条の規定は同月十三日から施行する。

附 則（平成二十年十月三十一日規則第九十号）

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。ただし、別表二五六の項及び二五七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月三十一日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中二九四の項を二九五の項とし、一九五の項から二九三の項までを一項ずつ繰り下げ、一九四の項の次に次のように加える改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二十九日規則第九十七号）

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十六日規則第四号）

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年六月十五日規則第七十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月二十九日規則第八十二号）

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月十七日規則第九十八号）

この規則は、平成二十三年一月四日から施行する。

附 則（平成二十三年二月一日規則第一号）

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。ただし、別表一九の項の改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則（平成二十三年四月一日規則第三十七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表二二の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二十二日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中三〇一の項を三〇二の項とし、二四四の項から三〇〇の項までを一項ずつ繰り下げ、二四三の項の次に次のように加える改正規定は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月三十一日規則第四号）

この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二十八日規則第六号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表二二の項の改正規定は公布の日から、同表二三の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二十一日規則第六十四号）

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日規則第三号）

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十七日規則第七十号）

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第六条に二号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年二月十二日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表一七の項の改正規定は平成二十六年二月十三日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年七月一日規則第六十一号）

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年七月十五日規則第六十三号）

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、様式第一号（表面）の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十六日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、平成二十七年一月十九日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第三十九号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年六月三十日規則第五十六号）

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月一日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月一日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第四十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十月十八日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二十八日規則第三号）

この規則は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年四月二十八日規則第三十八号）

この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。

附 則（平成二十九年六月三十日規則第四十三号）

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月二日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第四十二号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成三十年九月二十八日規則第五十五号）

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第五十二号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第七号）

この規則は、令和元年八月一日から施行する。

附 則（令和元年十月一日規則第十六号）

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十四日規則第二十七号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県県営住宅条例施行規則（第十四条の五、第十四条の六、様式第二号、様式第三号及び様式第十五号を除く。）の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年一月三十一日規則第一号）

この規則中別表第二二五の項の改正規定は令和二年二月一日から、同表一七の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

附 則（令和二年五月二十九日規則第五十七号）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

附 則（令和二年六月三十日規則第六十九号）

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十五日規則第九十六号）

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第四十九号）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第七条第四項、第十二条第二項及び第十四条第三項第三号の改正規定並びに様式第六号、様式第六号の二、様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の四、様式第七号の五、様式第九号、様式第十二号の三、様式第十二号の六、様式第十四号の三、様式第二十四号の四、様式第二十五号、様式第二十九号及び様式第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年六月一日規則第五十六号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和三年六月二十九日規則第六十二号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

別表（第一条関係）

項	名称	位置	規格		戸数
			構造	規模（単位平方メートル）	
一	浦和領家立野住宅	さいたま市浦和区領家七丁目	中層耐火	六六・一〇	三〇
二	浦和細野住宅	さいたま市南区大字大谷口	中層耐火	六四・三〇から六六・一〇まで	九〇
三	浦和井沼方住宅	さいたま市緑区東浦和二丁目	中層耐火	六四・三三から六六・一〇まで	一〇四
四	浦和高層住宅	さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目	高層耐火	三六・五一から六〇・四八まで	五八八
五	浦和第二高層住宅	さいたま市南区根岸五丁目	高層耐火	六三・一八	二〇二
六	浦和大久保住宅	さいたま市桜区大字大久保領家	中層耐火	四八・三八から五二・六二まで	五七〇
七	浦和辻住宅	さいたま市南区辻七丁目	中層耐火	六四・三〇から六四・三三まで	四〇
八	浦和瀬ヶ崎住宅	さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目	中層耐火	六二・一一から七九・六一まで	一四二

九	浦和さいど坂の上住宅	さいたま市緑区道祖土二丁目	中層耐火	七一・〇九	五六
一〇	浦和常盤住宅	さいたま市浦和区常盤五丁目	中層耐火	六六・四七から七三・三五まで	四七
一一	浦和大谷口住宅	さいたま市南区大字大谷口	中層耐火	六三・八四	一六
一二	浦和原山住宅	さいたま市緑区原山四丁目	中層耐火	六六・六六	一二〇
一三	浦和北浦和住宅	さいたま市浦和区北浦和二丁目	中層耐火	六一・五六から七一・七七まで	五一
一四	浦和南元宿住宅	さいたま市桜区南元宿二丁目	中層耐火	四四・五二から六一・五九まで	六〇
一五	浦和しらくわ住宅	さいたま市桜区大字白鍬	中層耐火	四〇・一四から六二・二七まで	五〇
一六	大宮寿能住宅	さいたま市大宮区寿能町二丁目	中層耐火	四五・一五から六五・四八まで	二一〇
			高層耐火	六六・六〇	二五八
一七	大宮植竹住宅	さいたま市北区植竹町二丁目	中層耐火	四〇・一〇から五五・六七まで	七二
			高層耐火	三六・九六から七六・三五まで	四八七
一八	大宮本村住宅	さいたま市北区東大成町二丁目	中層耐火	四〇・九五から六七・六八まで	三〇
一九	大宮長山住宅	さいたま市北区東大成町一丁目	中層耐火	三三・四四から五九・七八まで	五〇
			高層耐火	三六・八〇から六二・三四	三三四

				まで	
二〇	大宮稲荷下住宅	さいたま市北区大成町四丁目	中層耐火	六六・一〇	六八
二一	大宮櫛引住宅	さいたま市大宮区櫛引町一丁目	中層耐火	六六・一〇	三四
二二	大宮七里住宅	さいたま市見沼区大字大谷	中層耐火	三四・八〇から六二・四九まで	一三八
			高層耐火	三六・八〇から五八・八九まで	一〇一
二三	大宮砂住宅	さいたま市見沼区東大宮三丁目	中層耐火	三七・八六から七二・三六まで	三〇二
			高層耐火	三六・一六から七四・〇三まで	二七一
二四	大宮東宮下住宅	さいたま市見沼区大字新堤	中層耐火	三四・三四から四一・六二まで	一〇四二
			高層耐火	三六・二三から六三・一〇まで	五七六
二五	大宮土手町住宅	さいたま市大宮区土手町一丁目	中層耐火	六四・三〇から六四・三三まで	四〇
二六	大宮宝来住宅	さいたま市西区大字宝来	中層耐火	六四・三三	七〇
二七	大宮加茂宮住宅	さいたま市北区宮原町一丁目	簡易耐火 二階建て	六三・二〇	一三
二八	大宮日進あかしや住宅	さいたま市北区日進町三丁目	中層耐火	六六・一一	一二
二九	大宮日進さつき住宅	さいたま市北区日進町三丁目	中層耐火	六二・一一から七九・六一まで	一二
三〇	大宮二ツ宮住宅	さいたま市西区大字二ツ宮	中層耐火	七六・二六から八二・一四まで	二〇
三一	大宮三橋住宅	さいたま市大宮区三橋一丁目	中層耐火	七四・七七から八	二一

				二・八七 まで	二
三 二	大宮三橋西住宅	さいたま市西区三橋 六丁目	中層耐火	七五・六 四から七 五・九〇 まで	一 四 〇
三 三	大宮東五番街住宅	さいたま市見沼区春 野一丁目	中層耐火	六三・八 四	五 五
			高層耐火	四〇・三 〇から七 九・九九 まで	一 八 一
三 四	大宮指扇住宅	さいたま市西区大字 指扇	中層耐火	六五・八 〇	二 四
			高層耐火	六六・八 七から六 七・一一 まで	五 八
三 五	大宮七里第二住宅	さいたま市見沼区大 字大谷	中層耐火	六九・一 七	五 六
三 六	大宮今羽住宅	さいたま市北区今羽 町	高層耐火	七三・四 五	七 六
三 七	大宮東門前住宅	さいたま市見沼区大 字東門前	中層耐火	三九・九 四から六 二・七七 まで	三 〇
三 八	大宮小深作はるさ と住宅	さいたま市見沼区大 字小深作	中層耐火	四〇・一 一から六 六・七〇 まで	二 八
			高層耐火	四〇・六 五から六 六・六二 まで	八 四
三 九	大宮西本郷住宅	さいたま市北区本郷 町	高層耐火	三九・九 九から六 六・三五 まで	七 四
四 〇	大宮中釘住宅	さいたま市西区大字 中釘	高層耐火	四〇・八 八から六 七・〇四 まで	九 九
四 一	与野中里住宅	さいたま市中央区新 中里一丁目	中層耐火	六一・五 四から七 一・六二 まで	二 九
			高層耐火	四〇・八 一から七 二・二九	五 一

				まで	
四二	与野高層住宅	さいたま市中央区下落合三丁目	高層耐火	三八・三七から五四・三五まで	一九九
四三	与野上落合住宅	さいたま市中央区上落合七丁目	中層耐火	六四・三三	四三
			高層耐火	四二・〇九から七二・〇〇まで	二一
四四	与野大戸住宅	さいたま市中央区大戸五丁目	中層耐火	七〇・一九	八
四五	岩槻金重住宅	さいたま市岩槻区大字平林寺	中層耐火	七〇・四五から八六・八四まで	五四
四六	岩槻諏訪山下住宅	さいたま市岩槻区諏訪三丁目	中層耐火	三七・四五から五八・〇九まで	一三六九
			高層耐火	三八・二九から五九・三八まで	一八七
四七	岩槻愛宕住宅	さいたま市岩槻区愛宕町	中層耐火	六〇・六七	二八
四八	岩槻府内住宅	さいたま市岩槻区府内二丁目	中層耐火	六〇・六七	八〇
四九	岩槻西原住宅	さいたま市岩槻区大字岩槻	中層耐火	七五・七二から七八・〇四まで	五四
五〇	岩槻慈恩寺住宅	さいたま市岩槻区大字慈恩寺	中層耐火	七五・七三から八二・八七まで	二一
五一	岩槻表慈恩寺住宅	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺	中層耐火	七一・七三	五〇
五二	岩槻南平野やまぶき住宅	さいたま市岩槻区南平野二丁目	中層耐火	四一・六〇から六七・九八まで	三六
五三	川越北谷住宅	川越市岸町三丁目	中層耐火	三六・九六から五八・九四まで	六〇
五四	川越月吉町住宅	川越市月吉町	中層耐火	七一・〇三から七	一五

				六・七一 まで	一
五 五	川越東坂上住宅	川越市新宿町四丁目	中層耐火	七二・一 四	三 六
五 六	川越今福住宅	川越市大字今福	中層耐火	七一・〇 九	六 〇
五 七	川越岸町やまぶき 住宅	川越市岸町三丁目	中層耐火	七一・〇 九	二 〇
五 八	川越南大塚住宅	川越市南大塚三丁目	中層耐火	七三・〇 二	五 一
五 九	川越小堤住宅	川越市大字小堤	中層耐火	七四・五 二	九 〇
六 〇	川越西山住宅	川越市大字笠幡	中層耐火	六三・八 四	五 〇
六 一	川越今泉住宅	川越市大字今泉	中層耐火	六三・八 四から六 四・七一 まで	二 五 六
六 二	川越いせはら住宅	川越市伊勢原町五丁 目	中層耐火	六六・六 六	五 一
			高層耐火	六三・〇 七から七 九・九九 まで	五 九
六 三	川越神明町住宅	川越市神明町	中層耐火	四五・三 一から六 九・一七 まで	一 三 五
六 四	川越山田住宅	川越市大字山田	中層耐火	七一・七 三	二 五
六 五	川越的場住宅	川越市大字的場	中層耐火	三九・九 四から六 二・七七 まで	四 〇
六 六	川越小中居住宅	川越市大字小中居	中層耐火	四〇・六 八から六 七・六八 まで	八 四
六 七	川越久下戸住宅	川越市大字久下戸	中層耐火	四〇・〇 五から六 七・四五 まで	七 〇
			高層耐火	三九・五 〇から六 五・一九 まで	一 四 二
六 八	川越藤原住宅	川越市藤原町	中層耐火	四八・九 一	二 〇
六	川越仙波町住宅	川越市仙波町三丁目	中層耐火	五一・四	二

九				五	〇
七〇	アーバンヴェール 川越上戸住宅	川越市大字上戸	中層耐火	五二・一 五	二〇
七一	川越砂新田住宅	川越市砂新田四丁目	中層耐火	四八・五 五	二〇
七二	アーバンヴェール 川越上戸二番館住 宅	川越市大字上戸	中層耐火	五二・一 五	二〇
七三	川越霞ヶ関住宅	川越市大字的場	中層耐火	五一・五 二	二〇
七四	熊谷伊勢町住宅	熊谷市伊勢町	中層耐火	三九・六 六から四 二・五四 まで	三二
七五	熊谷下奈良住宅	熊谷市下奈良	中層耐火	四〇・七 〇から六 七・四五 まで	一一〇
七六	熊谷玉井住宅	熊谷市久保島	中層耐火	三八・四 四から六一・五五 まで	三一 二
			高層耐火	三六・九 六から七 四・一九 まで	三四 六
七七	熊谷石原住宅	熊谷市石原	中層耐火	六〇・六 七	三〇
			高層耐火	七一・五 八	七六
七八	熊谷赤城住宅	熊谷市赤城町一丁目	中層耐火	七〇・一 九	四〇
七九	熊谷肥塚住宅	熊谷市肥塚	中層耐火	六三・八 四	九二
八〇	熊谷末広住宅	熊谷市末広三丁目	中層耐火	四三・八 二から七一・三六 まで	六五
八一	熊谷銀座住宅	熊谷市銀座六丁目	中層耐火	三九・八 八から七一・九四 まで	五六
八二	熊谷曙町住宅	熊谷市曙町五丁目	高層耐火	四一・七 七から六七・六四 まで	八二
八三	妻沼長井住宅	熊谷市江波	中層耐火	七〇・一 九から七二・一四	五六

				まで	
八四	川口飯塚住宅	川口市飯塚三丁目	中層耐火	六一・七二	二四
八五	川口神根住宅	川口市大字安行領根岸	高層耐火	七六・五五	一二〇
八六	川口東本郷住宅	川口市本蓮三丁目	中層耐火	七〇・一九	三六
八七	川口柳崎住宅	川口市柳崎五丁目	中層耐火	六四・三〇から六八・〇〇まで	一〇〇
八八	川口安行原住宅	川口市大字安行原	高層耐火	七三・八五	一七〇
八九	川口行衛住宅	川口市北原台二丁目	中層耐火	七六・二六から七六・五一まで	三〇
九〇	川口安行吉岡住宅	川口市大字安行吉岡	中層耐火	七一・〇九から七六・七一まで	三九
九一	川口芝下住宅	川口市芝下二丁目	中層耐火	七一・〇九	二四
九二	川口飯原住宅	川口市飯原町	中層耐火	七二・八二	二四
九三	川口道合住宅	川口市大字道合	中層耐火	七三・八〇	六三
九四	川口赤山住宅	川口市大字赤山	中層耐火	六四・九五	七二
九五	川口柳崎第二住宅	川口市柳崎一丁目	中層耐火	三八・〇二から六九・一七まで	三三
九六	川口根岸住宅	川口市大字安行領根岸	中層耐火	三九・九四から六二・七七まで	二五
九七	川口赤山みどりの丘住宅	川口市大字赤山	中層耐火	四〇・九〇から五四・六二まで	五〇
九八	川口安行もみじ住宅	川口市安行出羽三丁目	中層耐火	五一・六〇	一八
九九	UR川口芝園住宅	川口市芝園町	高層耐火	四一・六〇から六二・六一まで	三四

一〇〇	URコンフォール東鳩ヶ谷住宅	川口市桜町四丁目	高層耐火	四九・九七から五〇・三三まで	四
一〇一	川口安行ウィステリア住宅	川口市大字安行藤八	中層耐火	四九・九〇	二〇
一〇二	行田門井住宅	行田市門井町二丁目	中層耐火	四七・五五	三二
			高層耐火	三七・二二から七三・一六まで	八七
一〇三	行田佐間住宅	行田市佐間二丁目	中層耐火	七二・一四	四〇
一〇四	行田持田住宅	行田市大字持田	中層耐火	七四・八八	四〇
一〇五	行田下忍住宅	行田市大字下忍	中層耐火	六三・八四	九九
一〇六	秩父中宮地住宅	秩父市中宮地町	中層耐火	五四・七〇	二〇
			簡易耐火 平家建て	三一・八五	八
一〇七	秩父永田住宅	秩父市永田町	中層耐火	五四・七〇から六〇・六七まで	五〇
一〇八	秩父阿保住宅	秩父市阿保町	中層耐火	五五・七四から六〇・六七まで	四〇
一〇九	秩父こぶし住宅	秩父市大野原	中層耐火	七〇・一九	五〇
一一〇	秩父大野原住宅	秩父市大野原	中層耐火	七〇・一九	六〇
一一一	秩父つばきの森住宅	秩父市上影森	中層耐火	七五・〇一	三六
一一二	秩父堀切住宅	秩父市堀切	木造準耐火	七二・八二	一六
一一三	秩父久那住宅	秩父市久那	中層耐火	六一・五九から七二・八二	三五

				まで	
一一四	吉田塚越住宅	秩父市上吉田	中層耐火	六七・九〇から六九・三五まで	一六
一一五	大滝強石住宅	秩父市大滝	木造	六八・〇三	六
一一六	荒川上田野住宅	秩父市荒川上田野	中層耐火	六七・九〇から六九・三五まで	二四
一一七	荒川上田野北住宅	秩父市荒川上田野	中層耐火	七一・七三	二〇
一一八	所沢パークタウン武蔵野住宅	所沢市並木八丁目	高層耐火	八七・一〇から八七・九一まで	七一八
一一九	所沢新郷住宅	所沢市東所沢三丁目	中層耐火	七五・九四	一一〇
一二〇	所沢松郷住宅	所沢市大字松郷	中層耐火	三九・七四から六二・七七まで	六〇
一二一	新所沢けやき通り住宅	所沢市緑町四丁目	高層耐火	四〇・四九から六五・六六まで	七五
一二二	所沢椿峰住宅	所沢市小手指南五丁目	中層耐火	五三・二八	二三
一二三	UR所沢パークタウン駅前通り住宅	所沢市並木三丁目	高層耐火	五七・七六	七
一二四	URプラザシティ新所沢けやき通り第二住宅	所沢市緑町四丁目	中層耐火	五〇・五〇から五三・三二まで	一二
			高層耐火	五〇・一二から六四・三八まで	二
一二五	UR所沢パークタウン並木通り住宅	所沢市並木八丁目	高層耐火	四四・一六から四五・五四まで	八
一	飯能中山住宅	飯能市大字中山	中層耐火	七〇・一	三

二六				九	〇
一二七	飯能川寺住宅	飯能市大字川寺	中層耐火	三九・九四から六二・七七まで	二四
一二八	加須北小浜住宅	加須市北小浜	中層耐火	四三・九七から六四・七一まで	一八〇
一二九	加須久下住宅	加須市久下二丁目	中層耐火	七九・五〇から九四・八〇まで	三二
一三〇	大利根細間住宅	加須市細間	中層耐火	六三・八四から六四・七一まで	一〇五
一三一	本庄朝日町住宅	本庄市日の出一丁目	中層耐火	五一・七七から六四・七一まで	三三
一三二	本庄小島住宅	本庄市小島一丁目	中層耐火	三七・二四から七一・七八まで	六〇
			高層耐火	三七・一三から五三・五九まで	一四四
一三三	本庄諏訪住宅	本庄市朝日町二丁目	中層耐火	六六・一一	二一
一三四	本庄南本町住宅	本庄市駅南二丁目	中層耐火	七〇・一九	二四
			高層耐火	八一・四四から八九・〇九まで	二四
一三五	本庄日の出住宅	本庄市日の出二丁目	中層耐火	七三・三四から八二・八七まで	三三
一三六	本庄北諏訪住宅	本庄市日の出二丁目	中層耐火	六九・一七	六四
一三七	児玉久美塚住宅	本庄市児玉町児玉	中層耐火	七二・四一から七五・二五	二四

				まで	
一三八	東松山前山住宅	東松山市松山町三丁目	中層耐火	七〇・一九	八〇
一三九	東松山岩花住宅	東松山市大字松山	中層耐火	七六・二六から七六・五一まで	九〇
一四〇	東松山五領住宅	東松山市五領町	中層耐火	七一・〇九	八〇
一四一	東松山滝の本住宅	東松山市松葉町二丁目	中層耐火	七二・七〇	一八
一四二	東松山石橋住宅	東松山市大字石橋	中層耐火	四〇・九九から六七・九七まで	四〇
			高層耐火	四〇・八五から六七・九八まで	三五
一四三	ヒルトップ東松山神明住宅	東松山市神明町二丁目	中層耐火	五一・四五	三〇
一四四	春日部八木崎住宅	春日部市粕壁	中層耐火	七一・〇九から七二・一四まで	六八
一四五	春日部南住宅	春日部市南三丁目	中層耐火	七二・一四	四二
一四六	春日部大沼住宅	春日部市大沼六丁目	中層耐火	七一・〇九	二〇
一四七	春日部豊春住宅	春日部市上蛭田	中層耐火	七三・一五から八四・八四まで	四二
一四八	春日部ひがし住宅	春日部市粕壁東五丁目	中層耐火	七三・二九	二八
一四九	春日部豊春北住宅	春日部市上蛭田	中層耐火	六三・八四	五一
一五〇	春日部谷原新田住宅	春日部市谷原新田	中層耐火	四〇・八三から六六・六六まで	一一七

一五 一	春日部内牧住宅	春日部市内牧	低層耐火	四〇・九 七から七 二・六三 まで	四
			中層耐火	四〇・九 七から七 二・六三 まで	六 六
一五 二	庄和尾ヶ崎住宅	春日部市西金野井	中層耐火	七〇・一 九	六 二
一五 三	庄和南桜井住宅	春日部市大倉	中層耐火	六〇・六 七	五 六
一五 四	庄和西金野井住宅	春日部市西金野井	中層耐火	七一・〇 三	二 七
一五 五	庄和金崎はなわ住宅	春日部市金崎	中層耐火	四〇・二 〇から六 六・七一 まで	五 〇
一五 六	春日部下蛭田住宅	春日部市下蛭田	中層耐火	四九・七 七	二 〇
一五 七	春日部栄町住宅	春日部市栄町三丁目	中層耐火	五〇・〇 四	二 〇
一五 八	センターヒルズ春日部	春日部市中央一丁目	高層耐火	五四・三 五	三 五
一五 九	ガーデン春日部牛島住宅	春日部市牛島	中層耐火	五〇・〇 四	二 五
一六 〇	春日部武里住宅	春日部市大畑	高層耐火	五〇・〇 四	三 〇
一六 一	春日部下蛭田東住宅	春日部市下蛭田	中層耐火	五〇・〇 四	二 〇
一六 二	春日部藤塚美咲住宅	春日部市藤塚	中層耐火	五〇・〇 四	二 〇
一六 三	エーデルワイス春日部一ノ割	春日部市備後東二丁目	中層耐火	五〇・〇 四	二 〇
一六 四	グレイス春日部藤塚住宅	春日部市藤塚	中層耐火	五〇・〇 四	二 〇
一	春日部アイリス米	春日部市米島	中層耐火	四九・九	二

六五	島住宅			○	○
一六六	リバーハイツ春日部西金野井住宅	春日部市西金野井	中層耐火	四九・九〇	二〇
一六七	狭山笹井住宅	狭山市笹井一丁目	中層耐火	六六・一〇	六〇
一六八	狭山鶉ノ木住宅	狭山市鶉ノ木	中層耐火	六六・一一	一〇〇
一六九	狭山柏原住宅	狭山市柏原	中層耐火	四〇・三四から六六・七〇まで	三〇
一七〇	羽生北袋住宅	羽生市大字北袋	中層耐火	七〇・一九	九〇
一七一	羽生城沼住宅	羽生市東七丁目	中層耐火	六八・〇〇	一二〇
一七二	羽生桑崎住宅	羽生市大字桑崎	中層耐火	七二・一四	三六
一七三	羽生須影住宅	羽生市南羽生三丁目	中層耐火	四四・五二から七一・七三まで	一一五
一七四	鴻巣登戸住宅	鴻巣市登戸	中層耐火	五六・〇一から六六・六六まで	六〇
一七五	鴻巣箕田住宅	鴻巣市箕田	中層耐火	五八・二二	一八〇
一七六	鴻巣人形町住宅	鴻巣市人形三丁目	中層耐火	六六・一〇	八〇
一七七	鴻巣宮地住宅	鴻巣市宮地三丁目	中層耐火	七二・一四	一八
一七八	鴻巣八幡田住宅	鴻巣市八幡田	中層耐火	六三・八四	三六
一七九	川里広田住宅	鴻巣市広田	中層耐火	六三・八四	五二
一八	深谷緑ヶ丘住宅	深谷市緑ヶ丘	中層耐火	七一・〇三から七	四八

○				二・七〇 まで	
一八一	深谷萱場住宅	深谷市見晴町	中層耐火	三九・五 九から六 六・一五 まで	一〇二
一八二	深谷上柴住宅	深谷市上柴町西一丁目	中層耐火	七〇・一 九	八〇
一八三	深谷戸森住宅	深谷市戸森	中層耐火	六六・八 九	五五
一八四	岡部普濟寺住宅	深谷市普濟寺	中層耐火	六九・一 七	五五
一八五	花園黒田住宅	深谷市黒田	中層耐火	七一・七 三	五〇
一八六	上尾二ツ宮前住宅	上尾市二ツ宮	中層耐火	七二・四 一から七 五・二五 まで	五〇
一八七	上尾丸山住宅	上尾市大字平方	中層耐火	六三・八 四から八 二・八七 まで	一八〇
一八八	上尾東町住宅	上尾市東町二丁目	中層耐火	四四・五 二から七 二・四五 まで	二五
一八九	上尾沼南ヒルズ住宅	上尾市大字原市	中層耐火	五〇・一 六	二〇
一九〇	UR原市住宅	上尾市大字原市	中層耐火	四二・九 三から四 三・二九 まで	三
一九一	草加花栗住宅	草加市花栗三丁目	高層耐火	四五・五 三から四 六・七七 まで	一三〇
一九二	草加青柳住宅	草加市青柳六丁目	中層耐火	七〇・一 九	八〇
一九三	草加遊馬住宅	草加市遊馬町	中層耐火	七二・一 四	五五
一九四	草加原町住宅	草加市原町一丁目	中層耐火	七一・〇 九	二四

四					
一九五	草加柳島住宅	草加市柳島町	中層耐火	七一・〇九から七六・七一まで	五二
一九六	草加新善町住宅	草加市新善町	中層耐火	六九・一七	三九
一九七	草加原町第二住宅	草加市原町一丁目	中層耐火	七一・七三	三〇
一九八	草加原町第三住宅	草加市原町一丁目	中層耐火	四四・五二から七一・七三まで	三六
一九九	草加稲荷住宅	草加市稲荷四丁目	中層耐火	六一・五九	二四
二〇〇	草加北谷住宅	草加市北谷三丁目	中層耐火	五〇・〇四	二五
二〇一	草加やすはた住宅	草加市新善町	中層耐火	五〇・三六	二〇
二〇二	グロリアス草加長栄町住宅	草加市長栄三丁目	中層耐火	五〇・〇四	二〇
二〇三	草加新善町西住宅	草加市新善町	中層耐火	五〇・〇四	二〇
二〇四	草加北谷シャイン住宅	草加市北谷二丁目	中層耐火	五〇・一六	二〇
二〇五	草加北谷グリーンビル住宅	草加市北谷三丁目	中層耐火	四九・九〇	四〇
二〇六	越谷蒲生住宅	越谷市蒲生寿町	中層耐火	六〇・六七から六六・一〇まで	四八
二〇七	越谷大袋住宅	越谷市大字袋山	中層耐火	六八・〇〇	一二
二〇八	越谷鷺高住宅	越谷市東大沢三丁目	中層耐火	七六・二六から八二・一四まで	四五
二〇九	越谷間久里住宅	越谷市大字上間久里	中層耐火	四二・七三から九	一五

九				一・六七 まで	〇
二 一 〇	越谷神明住宅	越谷市神明町二丁目	中層耐火	七五・七 〇から八 二・八七 まで	九 〇
二 一 一	越谷蒲生西住宅	越谷市蒲生西町一丁 目	中層耐火	六四・七 一	二 〇
二 一 二	越谷南荻島住宅	越谷市大字南荻島	中層耐火	三九・九 四から七 二・八二 まで	九 一
二 一 三	越谷大房住宅	越谷市大字大房	中層耐火	三九・九 四から六 二・七七 まで	二 四
二 一 四	越谷平方住宅	越谷市大字平方	中層耐火	四一・三 一から六 五・〇八 まで	八 〇
二 一 五	越谷袋山住宅	越谷市大字袋山	中層耐火	六八・四 九から六 八・五〇 まで	二 一
二 一 六	越谷新生住宅	越谷市大字大房	中層耐火	五一・六 二から六 七・〇〇 まで	二 一
二 一 七	越谷弥十郎住宅	越谷市大字弥十郎	中層耐火	五〇・五 六	四 二
二 一 八	越谷北越谷住宅	越谷市北越谷三丁目	中層耐火	五〇・〇 四	二 〇
二 一 九	越谷弥十郎塚前住 宅	越谷市大字弥十郎	中層耐火	五一・六 〇	二 〇
二 二 〇	蕨錦町住宅	蕨市錦町二丁目	中層耐火	七一・七 三	二 〇
二 二 一	蕨ふれあい住宅	蕨市錦町六丁目	中層耐火	三八・五 四から六 五・三六 まで	一 九
二 二 二	戸田河岸住宅	戸田市川岸二丁目	中層耐火	四四・九 二から六 六・七四 まで	二 四

二二三	戸田下前住宅	戸田市下前一丁目	高層耐火	四〇・八五から六六・六一まで	五二
二二四	入間向原住宅	入間市大字扇町屋	中層耐火	三八・九七から六六・〇〇まで	一九八
			高層耐火	四〇・九五から六五・二六まで	一二一
二二五	入間霞川住宅	入間市扇町屋二丁目	中層耐火	四〇・七七から五九・九二まで	一六八
			高層耐火	三六・三二から七二・〇八まで	三四四
二二六	入間東久保住宅	入間市東町四丁目	中層耐火	七〇・一九	八〇
二二七	入間向陽台住宅	入間市向陽台一丁目	中層耐火	七五・〇〇から八八・六七まで	一五七
二二八	入間宮の森住宅	入間市大字野田	中層耐火	七一・〇九	五四
二二九	入間下藤沢住宅	入間市大字下藤沢	中層耐火	七二・四六	七〇
二三〇	入間上藤沢住宅	入間市大字上藤沢	中層耐火	四四・七〇から六七・〇九まで	一〇四
二三一	入間野田住宅	入間市大字野田	中層耐火	四四・五二から七一・七三まで	六〇
二三二	入間下藤沢みどり住宅	入間市大字下藤沢	中層耐火	三九・九四から六二・七七まで	三五
二三三	サンライズ入間藤沢住宅	入間市大字下藤沢	中層耐火	五一・三〇	三〇
二	ビューテラス入間	入間市高倉二丁目	中層準耐	四九・六	二

三四	住宅		火	八	〇
二三五	UR入間豊岡住宅	入間市豊岡一丁目	高層耐火	四五・三六	二
二三六	朝霞幸町住宅	朝霞市幸町三丁目	中層耐火	四七・二一から七四・二〇まで	五五
			高層耐火	四八・四四から七三・一〇まで	三五
二三七	朝霞根岸台住宅	朝霞市根岸台二丁目	中層耐火	三六・四四から六四・一一まで	四〇
二三八	UR朝霞浜崎住宅	朝霞市朝志ヶ丘一丁目	高層耐火	四二・二九	五
二三九	UR朝霞膝折住宅	朝霞市膝折町二丁目	高層耐火	三一・三六から四二・九〇まで	三
二四〇	志木柳瀬川住宅	志木市館二丁目	中層耐火	七〇・一九	四〇
二四一	志木中宗岡住宅	志木市中宗岡二丁目	中層耐火	六六・六六	二〇
二四二	新座野火止住宅	新座市野火止七丁目	簡易耐火 二階建て	六三・二〇	一二
二四三	新座本多住宅	新座市本多一丁目	高層耐火	六九・五六から六九・七三まで	六四
二四四	新座菅沢住宅	新座市菅沢二丁目	中層耐火	七五・六四	七二
二四五	新座野火止北住宅	新座市野火止五丁目	中層耐火	六三・八四	二七
二四六	新座本多第二住宅	新座市本多一丁目	高層耐火	六三・〇七から七九・九九まで	一一四
二四	新座大和田住宅	新座市大和田五丁目	中層耐火	六六・六六	五〇

七二四八	新座野火止南住宅	新座市野火止三丁目	中層耐火	六九・一七	一八五
二四九	新座菅沢第二住宅	新座市菅沢二丁目	中層耐火	七一・七三	七二
二五〇	新座馬場住宅	新座市馬場四丁目	中層耐火	四四・五二から七一・七三まで	一三〇
二五一	新座石神住宅	新座市石神一丁目	中層耐火	五〇・四四	二〇
二五二	桶川けやき住宅	桶川市大字上日出谷	中層耐火	六八・〇〇	九〇
二五三	桶川倉田住宅	桶川市大字倉田	中層耐火	七六・二六から七六・五一まで	五〇
二五四	桶川川田谷住宅	桶川市大字川田谷	中層耐火	六六・六六	二五
二五五	桶川坂田ウエスト住宅	桶川市大字坂田	中層耐火	四九・九二	二〇
二五六	久喜青葉住宅	久喜市青葉二丁目	中層耐火	四三・九七から六四・二三まで	二六〇
			高層耐火	三八・四三から五六・八〇まで	四二二
二五七	菖蒲寺田住宅	久喜市菖蒲町菖蒲	中層耐火	六六・一〇	五六
二五八	栗橋しづか住宅	久喜市栗橋東一丁目	中層耐火	六六・一〇	一〇四
二五九	栗橋道上住宅	久喜市栗橋東四丁目	中層耐火	七〇・一九	三五
二六〇	鷺宮くずめ住宅	久喜市葛梅一丁目	中層耐火	七〇・一九	八〇
二六一	鷺宮金山住宅	久喜市鷺宮	中層耐火	六三・八四から七	一〇

一				四・九四 まで	一
二 六 二	UR久喜中央ハイ ツ住宅	久喜市久喜中央一丁 目	高層耐火	六一・七 二から六 二・〇三 まで	二
二 六 三	北本二ツ家住宅	北本市二ツ家一丁目	中層耐火	六〇・六 七から六 八・〇〇 まで	一 二 四
二 六 四	北本中丸住宅	北本市中丸一丁目	中層耐火	四四・五 二から七 一・七三 まで	七 五
二 六 五	北本本宿住宅	北本市本宿五丁目	高層耐火	四二・一 四から六 七・七二 まで	四 八
二 六 六	八潮大原住宅	八潮市八潮六丁目	中層耐火	七〇・一 九	五 三
二 六 七	八潮緑町住宅	八潮市緑町五丁目	中層耐火	四五・三 一から六 九・一七 まで	五 〇
二 六 八	サンライズ八潮六 丁目住宅	八潮市八潮六丁目	中層耐火	五二・五 七	二 〇
二 六 九	富士見鶴馬住宅	富士見市大字鶴馬	中層耐火	三九・九 四から七 三・二四 まで	九 〇
二 七 〇	富士見鶴瀬住宅	富士見市鶴瀬西二丁 目	高層耐火	三九・三 二から七 〇・三八 まで	四 八
二 七 一	URコンフォール 鶴瀬住宅	富士見市鶴瀬西二丁 目	高層耐火	五〇・四 三から五 六・九八 まで	九
二 七 二	三郷鷹野住宅	三郷市鷹野四丁目	中層耐火	七三・六 六から八 二・一四 まで	五 五
二 七 三	三郷彦成住宅	三郷市彦成三丁目	中層耐火	六一・五 九から七 一・七三 まで	九 〇
二	URみさと住宅	三郷市彦成三丁目	高層耐火	四一・六	九

七四				二から四 二・八九 まで	
二 七 五	UR三郷早稲田パ ークハイツ第二住 宅	三郷市早稲田四丁目	高層耐火	六二・五 二	七
二 七 六	蓮田山ノ内住宅	蓮田市綾瀬	中層耐火	六六・一 〇	五 〇
二 七 七	坂戸東坂戸住宅	坂戸市東坂戸二丁目	中層耐火	六〇・六 七	二 五 〇
二 七 八	ジュネス坂戸住宅	坂戸市千代田一丁目	中層耐火	五〇・〇 八	二 〇
二 七 九	パークプラザ坂戸 住宅	坂戸市本町	中層耐火	四九・四 二	一 五
二 八 〇	幸手上高野住宅	幸手市大字上高野	中層耐火	七二・四 一から七 五・二五 まで	二 〇
二 八 一	幸手北住宅	幸手市北二丁目	中層耐火	七一・〇 二	三 〇
二 八 二	幸手南さくら住宅	幸手市南一丁目	中層耐火	四二・一 三から六 七・四六 まで	二 五
二 八 三	鶴ヶ島富士見住宅	鶴ヶ島市富士見一丁 目	中層耐火	六四・三 三	一 四 〇
二 八 四	鶴ヶ島南町住宅	鶴ヶ島市南町三丁目	中層耐火	七三・六 七から八 二・一四 まで	一 三 九
二 八 五	鶴ヶ島藤の台住宅	鶴ヶ島市大字藤金	中層耐火	七六・〇 四	八 二
二 八 六	鶴ヶ島すねおり住 宅	鶴ヶ島市大字脚折	中層耐火	四四・五 二から七 一・七三 まで	七 五
二 八 七	レオナガーデン鶴 ヶ島新町住宅	鶴ヶ島市新町三丁目	中層耐火	五一・三 〇	二 〇
二 八 八	鶴ヶ島中新田住宅	鶴ヶ島市大字中新田	中層耐火	四九・四 二	二 〇

二 八 九	日高鹿山住宅	日高市大字鹿山	中層耐火	七〇・一 九	八 〇
二 九 〇	吉川土場住宅	吉川市大字土場	中層耐火	六六・六 六	二 五
二 九 一	上福岡にいやま東 住宅	ふじみ野市福岡中央 一丁目	中層耐火	四六・七 七から七 二・八五 まで	一 四
二 九 二	上福岡にいやま西 住宅	ふじみ野市福岡中央 二丁目	耐火二階 建て	七二・一 四	二 〇
二 九 三	上福岡霞ヶ丘住宅	ふじみ野市霞ヶ丘三 丁目	高層耐火	三九・七 一から六 七・五三 まで	五 九
二 九 四	上福岡本新田住宅	ふじみ野市本新田一 丁目	中層耐火	五三・二 〇から六 七・四三 まで	二 〇
二 九 五	大井東台住宅	ふじみ野市大井	中層耐火	七一・〇 九	三 二
二 九 六	大井鶴ヶ岡住宅	ふじみ野市鶴ヶ岡四 丁目	中層耐火	三九・〇 〇から六 六・四〇 まで	一 二 五
二 九 七	URコンフォール 霞ヶ丘住宅	ふじみ野市霞ヶ丘一 丁目	高層耐火	四九・七 八から六 四・七九 まで	二 五
二 九 八	URコンフォール 上野台住宅	ふじみ野市上野台一 丁目	高層耐火	四三・九 八から五 二・〇五 まで	一 〇
二 九 九	白岡つつじが丘住 宅	白岡市西二丁目	中層耐火	六八・〇 〇	五 二
三 〇 〇	白岡下大崎住宅	白岡市下大崎	中層耐火	六三・八 四	五 一
三 〇 一	三芳北永井森の里 住宅	入間郡三芳町大字北 永井	高層耐火	四〇・一 二から七 一・九七 まで	七 五
三 〇 二	三芳藤久保住宅	入間郡三芳町大字藤 久保	中層耐火	五〇・四 四	二 〇

三〇三	毛呂本郷住宅	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷	中層耐火	四七・二五	一六
三〇四	毛呂山いわい住宅	入間郡毛呂山町中央一丁目	中層耐火	七〇・一九	五六
三〇五	毛呂山長瀬住宅	入間郡毛呂山町南台五丁目	中層耐火	七二・一四	四〇
三〇六	毛呂山上宿住宅	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷	中層耐火	七三・一二	二四
三〇七	越生南住宅	入間郡越生町大字越生	中層耐火	七二・一四	一五
三〇八	滑川都住宅	比企郡滑川町大字都	中層耐火	六四・七一	六〇
三〇九	嵐山小梅住宅	比企郡嵐山町大字川島	中層耐火	六六・一一	六
三一〇	嵐山平沢住宅	比企郡嵐山町大字平沢	中層耐火	七二・四一から七五・二五まで	三二
三一	小川大豆五駄住宅	比企郡小川町大字小川	中層耐火	七三・六七から八二・一四まで	二五
三一	小川みどりが丘住宅	比企郡小川町みどりが丘四丁目	中層耐火	六三・八四	六〇
三一	都幾川明覚住宅	比企郡ときがわ町大字番匠	中層耐火	六六・一一	二四
三一	横瀬五番住宅	秩父郡横瀬町大字横瀬	中層耐火	七五・三三	二四
三一	皆野住宅	秩父郡皆野町大字皆野	簡易耐火二階建て	六三・二〇	一〇
三一	皆野下和田住宅	秩父郡皆野町大字皆野	中層耐火	七三・六七から七六・五一まで	一六
三一	長瀬住宅	秩父郡長瀬町大字長瀬	簡易耐火二階建て	六三・二〇	二一
三	長瀬白鳥住宅	秩父郡長瀬町大字井	中層耐火	六二・四	二

一八		戸		五から七 六・四五 まで	四
三一 九	長瀬小坂住宅	秩父郡長瀬町大字野 上下郷	木造準耐 火	七一・六 五	一 八
三二 〇	小鹿野高田住宅	秩父郡小鹿野町小鹿 野	中層耐火	七一・九 九から七 七・四五 まで	三 六
三二 一	小鹿野赤平住宅	秩父郡小鹿野町小鹿 野	中層耐火	七四・四 五	三 六
三二 二	東秩父安戸住宅	秩父郡東秩父村大字 安戸	中層耐火	六三・八 四から七 八・八九 まで	一 八
三二 三	神泉阿久原住宅	児玉郡神川町大字下 阿久原	中層耐火	六二・四 五から七 六・四五 まで	一 八
三二 四	上里大御堂住宅	児玉郡上里町大字大 御堂	中層耐火	六三・八 四	五 六
三二 五	寄居鉢形住宅	大里郡寄居町大字鉢 形	中層耐火	七二・一 四	五 〇
三二 六	宮代道仏住宅	南埼玉郡宮代町道佛 三丁目	中層耐火	四九・七 二	二 〇
三二 七	コンフォール宮代 中島住宅	南埼玉郡宮代町字中 島	中層耐火	五〇・五 二	二 〇
三二 八	杉戸清地住宅	北葛飾郡杉戸町清地 一丁目	中層耐火	七二・一 四	一 八
三二 九	杉戸瀬戸住宅	北葛飾郡杉戸町清地 一丁目	中層耐火	七二・一 四	六
三三 〇	杉戸倉松住宅	北葛飾郡杉戸町倉松 一丁目	中層耐火	七五・五 六	四 〇
三三 一	杉戸下高野住宅	北葛飾郡杉戸町大字 下高野	中層耐火	六三・八 四	一 六
三三 二	杉戸下野住宅	北葛飾郡杉戸町大字 下野	中層耐火	六三・八 四	二 七
三三	杉戸とねり住宅	北葛飾郡杉戸町大字	高層耐火	四〇・二	一

三三三		杉戸		〇から七〇・九一まで	八四
三三四	杉戸清地東住宅	北葛飾郡杉戸町清地二丁目	中層耐火	三九・九八から七一・五九まで	四〇
三三五	松伏つきひじ住宅	北葛飾郡松伏町大字築比地	中層耐火	六四・九五	一五

全部改正〔平成九年規則八四号〕、一部改正〔平成一〇年規則七〇号・八五号・九〇号・九二号・一一年一五号・七三号・七八号・八五号・九三号・一二年一〇一号・一一〇号・一一八号・一三九号・一三年五五号・六三号・六九号・七二号・八二号・九五号・一四年一五号・七六号・九二号・一〇一号・一五年四六号・一〇五号・一一二号・一二六号・一六年二三号・四七号・五一号・五八号・六五号・七一号・一七年五〇号・一二八号・一五二号・一六一号・一八二号・一八年一五号・六七号・七〇号・八三号・九三号・一二二号・一九年三七号・八九号・二〇年四号・二三号・八一号・九〇号・二一年八二号・九七号・二二年四号・二〇号・七九号・八二号・九八号・二三年一号・三七号・六七号・二四年四号・六号・六四号・二五年三号・二六年八号・六一号・六三号・九七号・二七年三九号・五六号・七四号・二八年三号・四六号・八四号・二九年三号・三三号・三八号・四三号・三〇年二号・四二号・五五号・三一年五二号・令和元年七号・一六号・二年一号・五七号・六九号・九六号・三年四九号・六二号〕

様式第1号

(第2条関係)

全部改正〔平成19年規則95号〕、一部改正〔平成20年規則81号・26年49号・63号・97号・27年39号・28年46号〕

様式第2号

(第2条関係)

全部改正〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号・19年72号・20年81号・28年46号・令和元年27号〕

様式第3号

(第2条関係)

全部改正〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号・19年72号・20年81号・28年46号・令和元年27号〕

様式第4号

(第3条関係)

全部改正〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号・19年72号〕

様式第4号の2

(第4条関係)

追加〔平成28年規則46号〕

様式第5号

(第7条関係)

全部改正〔平成19年規則72号〕、一部改正〔平成28年規則46号〕

様式第5号の2

(第7条関係)

全部改正〔平成19年規則72号〕、一部改正〔平成20年規則23号・28年46号・令和元年27号〕

様式第6号

(第7条、第14条関係)

全部改正〔令和元年規則27号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕

様式第6号の2

(第7条、第14条関係)

全部改正〔令和元年規則27号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕

様式第7号

(第10条関係)

全部改正〔平成20年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則81号・令和元年27号・3年49号〕

様式第7号の2

(第14条の2の9、第14条の3関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和元年規則27号・3年49号〕

様式第7号の3

(第14条の2の10、第14条の4関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和元年規則27号〕

様式第7号の4

(第14条の2の13、第14条の7関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則81号・28年46号・令和元年27号・3年49号〕

様式第7号の5

(第14条の7関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和元年規則27号・3年49号〕

様式第7号の6

(第14条の7関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和元年規則27号〕

様式第8号

(第11条関係)

一部改正〔昭和54年規則20号・60年16号・平成9年84号・18年15号・19年72号・20年81号・令和元年27号〕

様式第9号

(第12条関係)

全部改正〔令和元年規則27号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕

様式第10号

(第12条関係)

一部改正〔昭和52年規則24号・54年20号・平成元年45号・9年84号・18年15号・令和元年27号〕

様式第11号

(第13条関係)

全部改正〔平成19年規則95号〕、一部改正〔平成20年規則81号・28年46号〕

様式第11号の2

(第13条関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則81号・28年46号〕

様式第12号

(第13条関係)

追加〔平成5年規則38号〕、一部改正〔平成9年規則84号・18年15号〕

様式第12号の2

(第13条関係)

追加〔平成20年規則23号〕

様式第12号の3

(第13条の4関係)

追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕

様式第12号の4

(第13条の5関係)

追加〔平成20年規則23号〕
様式第12号の5
（第13条の7関係）
追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則81号・28年46号〕
様式第12号の6
（第13条の7関係）
追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕
様式第12号の7
（第13条の7関係）
追加〔平成20年規則23号〕
様式第13号
（第14条関係）
全部改正〔平成28年規則46号〕、一部改正〔令和元年規則27号〕
様式第13号の2
（第14条関係）
全部改正〔平成28年規則46号〕、一部改正〔令和元年規則27号〕
様式第14号
（第14条関係）
一部改正〔昭和54年規則20号・平成元年45号・9年84号・18年15号〕
様式第14号の2
（第14条関係）
全部改正〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和元年規則27号〕
様式第14号の3
（第14条の2の13、第14条の7関係）
全部改正〔令和元年規則27号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕
様式第15号
（第15条関係）
全部改正〔令和3年規則56号〕
様式第16号
（第15条関係）
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成13年規則55号・26年49号・28年75号・令和3年56号〕
様式第17号
（第16条関係）
全部改正〔平成28年規則46号〕
様式第18号
（第16条関係）
追加〔平成9年規則84号〕
様式第19号
（第17条関係）
一部改正〔昭和54年規則20号・60年16号・平成9年84号・18年15号・20年81号・28年46号〕
様式第20号
（第18条関係）
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号・20年81号・28年46号〕
様式第21号
（第18条関係）
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号〕
様式第22号
（第19条関係）
全部改正〔平成28年規則46号〕

- 様式第23号
(第19条関係)
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号〕
- 様式第24号
(第20条関係)
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号・20年81号・28年46号〕
- 様式第24号の2
(第20条の2関係)
追加〔平成20年規則23号〕
- 様式第24号の3
(第20条の2、第24条関係)
全部改正〔平成28年規則46号〕
- 様式第24号の4
(第20条の2、第24条関係)
追加〔平成20年規則23号〕、一部改正〔令和3年規則49号〕
- 様式第24号の5
(第20条の2、第24条関係)
追加〔平成20年規則23号〕
- 様式第25号
(第21条関係)
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成18年規則15号・20年81号・令和3年49号〕
- 様式第26号
(第22条関係)
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成13年規則55号・26年49号・28年75号・令和3年56号〕
- 様式第27号
(第23条関係)
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成13年規則55号・19年72号・26年49号・28年75号・令和3年56号〕
- 様式第28号 削除
〔平成20年規則23号〕
- 様式第29号
(第25条関係)
追加〔平成9年規則84号〕、一部改正〔平成20年規則81号・令和3年49号〕
- 様式第30号
(第26条関係)
一部改正〔平成18年規則15号〕
- 様式第31号
(第27条関係)
追加〔平成17年規則50号〕、一部改正〔平成20年規則81号・令和3年49号〕